

（児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第七条 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 障害児入所給付費単位数表</p> <p>第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）</p> <p>イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>897単位</u></p> <p>(2) 入所定員が10人の場合</p> <p>（一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>784単位</u></p> <p>（二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,617単位</u></p> <p>（三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>897単位</u></p> <p>(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合</p> <p>（一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>623単位</u></p> <p>（二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,039単位</u></p> <p>（三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>822単位</u></p> <p>(4) 入所定員が21人以上30人以下の場合 <u>784単位</u></p> <p>(5) 入所定員が31人以上40人以下の場合 <u>655単位</u></p> <p>(6) 入所定員が41人以上50人以下の場合 <u>585単位</u></p> <p>(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合 <u>562単位</u></p>	<p>別表 障害児入所給付費単位数表</p> <p>第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）</p> <p>イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>891単位</u></p> <p>(2) 入所定員が10人の場合</p> <p>（一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>779単位</u></p> <p>（二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,606単位</u></p> <p>（三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>891単位</u></p> <p>(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合</p> <p>（一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>619単位</u></p> <p>（二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,032単位</u></p> <p>（三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>817単位</u></p> <p>(4) 入所定員が21人以上30人以下の場合 <u>779単位</u></p> <p>(5) 入所定員が31人以上40人以下の場合 <u>651単位</u></p> <p>(6) 入所定員が41人以上50人以下の場合 <u>581単位</u></p> <p>(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合 <u>558単位</u></p>

(8) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>541単位</u>	(8) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>537単位</u>
(9) 入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>519単位</u>	(9) 入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>516単位</u>
(10) 入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>501単位</u>	(10) 入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>498単位</u>
(11) 入所定員が91人以上100人以下の場合	<u>480単位</u>	(11) 入所定員が91人以上100人以下の場合	<u>477単位</u>
(12) 入所定員が101人以上110人以下の場合	<u>477単位</u>	(12) 入所定員が101人以上110人以下の場合	<u>474単位</u>
(13) 入所定員が111人以上120人以下の場合	<u>475単位</u>	(13) 入所定員が111人以上120人以下の場合	<u>472単位</u>
(14) 入所定員が121人以上130人以下の場合	<u>472単位</u>	(14) 入所定員が121人以上130人以下の場合	<u>469単位</u>
(15) 入所定員が131人以上140人以下の場合	<u>469単位</u>	(15) 入所定員が131人以上140人以下の場合	<u>466単位</u>
(16) 入所定員が141人以上150人以下の場合	<u>466単位</u>	(16) 入所定員が141人以上150人以下の場合	<u>463単位</u>
(17) 入所定員が151人以上160人以下の場合	<u>462単位</u>	(17) 入所定員が151人以上160人以下の場合	<u>459単位</u>
(18) 入所定員が161人以上170人以下の場合	<u>458単位</u>	(18) 入所定員が161人以上170人以下の場合	<u>455単位</u>
(19) 入所定員が171人以上180人以下の場合	<u>454単位</u>	(19) 入所定員が171人以上180人以下の場合	<u>451単位</u>
(20) 入所定員が181人以上190人以下の場合	<u>450単位</u>	(20) 入所定員が181人以上190人以下の場合	<u>447単位</u>
(21) 入所定員が191人以上の場合	<u>447単位</u>	(21) 入所定員が191人以上の場合	<u>444単位</u>
ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	<u>792単位</u>	(1) 入所定員が30人以下の場合	<u>787単位</u>
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	<u>723単位</u>	(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	<u>718単位</u>
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>687単位</u>	(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>682単位</u>
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>656単位</u>	(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>652単位</u>
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>626単位</u>	(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>622単位</u>
(6) 入所定員が71人以上の場合	<u>596単位</u>	(6) 入所定員が71人以上の場合	<u>592単位</u>
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合		(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,054単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,047単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>835単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>830単位</u>
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合		(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 766単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 835単位
- (3) 入所定員が10人の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 766単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,608単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 835単位
- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 586単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,150単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 761単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 544単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 965単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 761単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 487単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 864単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 761単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 830単位
- (3) 入所定員が10人の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 761単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,597単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 830単位
- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 582単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,142単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 756単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 540単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 959単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 756単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 484単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 858単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

	<u>736単位</u>
(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>458単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>736単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>736単位</u>
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	
	<u>648単位</u>
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	<u>603単位</u>
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>529単位</u>
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>510単位</u>
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>492単位</u>
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>473単位</u>
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>456単位</u>
(15) 入所定員が91人以上の場合	<u>438単位</u>
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,054単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831単位</u>
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>785単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831単位</u>

	<u>731単位</u>
(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>455単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>731単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>731単位</u>
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	
	<u>644単位</u>
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	<u>599単位</u>
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>526単位</u>
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>507単位</u>
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>489単位</u>
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>470単位</u>
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>453単位</u>
(15) 入所定員が91人以上の場合	<u>435単位</u>
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,047単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>826単位</u>
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>780単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>826単位</u>

(3) 入所定員が10人の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 785単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,597単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 831単位

(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 587単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,141単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 757単位

(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 547単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 963単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 757単位

(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 484単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 816単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 732単位

(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 461単位

(3) 入所定員が10人の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 780単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,587単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 826単位

(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 583単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,134単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 752単位

(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 543単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 957単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 752単位

(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 481単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 811単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 727単位

(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 458単位

(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>732単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>732単位</u>
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)	<u>645単位</u>
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	<u>600単位</u>
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>526単位</u>
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>507単位</u>
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>490単位</u>
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>471単位</u>
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>454単位</u>
(15) 入所定員が91人以上の場合	<u>437単位</u>
ホ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	<u>752単位</u>
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>738単位</u>
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>723単位</u>
(4) 入所定員が71人以上の場合	<u>707単位</u>
注1～13 （略）	
2～9 （略）	
10 福祉・介護職員処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11及び12において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲	

(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>727単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>727単位</u>
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)	<u>641単位</u>
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	<u>596単位</u>
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>523単位</u>
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>504単位</u>
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>487単位</u>
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>468単位</u>
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>451単位</u>
(15) 入所定員が91人以上の場合	<u>434単位</u>
ホ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	<u>747単位</u>
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>733単位</u>
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>718単位</u>
(4) 入所定員が71人以上の場合	<u>702単位</u>
注1～13 （略）	
2～9 （略）	
10 福祉・介護職員処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区	

げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

11 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合にあっては、1から9までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、10の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から9までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から9までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

イ 指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

11 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合にあっては、1から9までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を加算する。ただし、10の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

（新設）

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

イ 指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

	<u>351単位</u>
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
	<u>174単位</u>
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
	<u>913単位</u>
ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>419単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>383単位</u>
(三) 91日目以降180日目まで	<u>351単位</u>
(四) 181日目以降	<u>318単位</u>
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>205単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>189単位</u>
(三) 91日目以降180日目まで	<u>174単位</u>
(四) 181日目以降	<u>159単位</u>
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>1,100単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>1,002単位</u>
(三) 91日目以降180日目まで	<u>913単位</u>
(四) 181日目以降	<u>824単位</u>
ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
	<u>126単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
	<u>889単位</u>
ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>152単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>138単位</u>

	<u>349単位</u>
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
	<u>173単位</u>
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
	<u>909単位</u>
ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>417単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>381単位</u>
(三) 91日目以降180日目まで	<u>349単位</u>
(四) 181日目以降	<u>317単位</u>
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>204単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>188単位</u>
(三) 91日目以降180日目まで	<u>173単位</u>
(四) 181日目以降	<u>158単位</u>
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>1,095単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>997単位</u>
(三) 91日目以降180日目まで	<u>909単位</u>
(四) 181日目以降	<u>820単位</u>
ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
	<u>125単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
	<u>885単位</u>
ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>151単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>137単位</u>

(三) 91日目以降180日目まで	<u>126単位</u>
(四) 181日目以降	<u>114単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>1,076単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>978単位</u>
(三) 91日目以降180日目まで	<u>889単位</u>
(四) 181日目以降	<u>800単位</u>

注 1～8 (略)

2～5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

7 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合にあつては、1から5までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、6の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

8 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

(三) 91日目以降180日目まで	<u>125単位</u>
(四) 181日目以降	<u>113単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>1,071単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>973単位</u>
(三) 91日目以降180日目まで	<u>885単位</u>
(四) 181日目以降	<u>796単位</u>

注 1～8 (略)

2～5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

7 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合にあつては、1から5までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を加算する。ただし、6の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数